

(別紙) 特例対象資産一覧

事業用家屋について特例措置に関する申告をする場合は、この別紙も記入してください。

家屋の所在		床面積	
所在	○町××△番地□	134.60 m ²	うち事業用
家屋番号	△番□		67.30 m ² 50%
所在	○町××△番地□	130.00 m ²	うち事業用
家屋番号	△番□		78.00 m ² 60%
所在			うち事業用
家屋番号			m ² %
所在			うち事業用
家屋番号			m ² %
所在			うち事業用
家屋番号		m ²	m ² %
所在			うち事業用
家屋番号		m ²	m ² %
所在			うち事業用
家屋番号		m ²	m ² %

固定資産税課税明細書の「課税床面積」欄を転記してください。

左記の「床面積」に右記の「事業専用割合」を乗じて算出し、小数点第2位まで記入してください。小数点第3位以下に及ぶ場合は、小数点第3位を切り上げて記入してください。

事業専用割合を記入してください。

※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)

※2 床面積欄には課税明細書に記載の「現況床面積」を記入すること。

※3 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。

※4 特例対象資産は令和3年1月1日時点の現況で判断される。したがって、令和3年1月1日以前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合は改めて認定経営革新等支援機関等の確認を受け、申告すること。

なお、令和3年1月1日後の資産の異動・取得等は、特例対象資産の判断に影響しないため、改めての認定経営革新等支援機関等の確認・申告の必要はない。

※5 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになること。